

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター用具貸出要綱

平成 20 年 2 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 千葉県内の障害者スポーツ・レクリエーションの普及促進を図ることを目的に障害者スポーツ・レクリエーション用具の貸出をするものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター」(以下「センター」という。)とは、千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会と同センター指定管理者である千葉県身体障害者福祉協会のことをいう。
- (2)「障害者スポーツ・レクリエーション用具」(以下「用具」という。)とは、別表に記されている用具又は器具をいう。
- (3)「事務局長」とは、千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会事務局長をいう。
- (4)「センター長」とは、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター長をいう。

(貸出対象)

第 3 条 県内に住所を有する個人または団体を貸出の対象とする。

(貸出日数)

第 4 条 貸出日数は、貸出日・返納日を含めて 2 週間以内とする。ただし、特別の事情がある場合で特に事務局長又はセンター長が必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

(借用申請、許可)

第 5 条 用具を借用しようとする者は、センター窓口で別紙申請書(様式第 1 号)により借用許可を受けるものとする。

(返納等)

第 6 条 用具を返納する場合は、センター窓口で担当係員の点検を受け返納するものとする。

- (1)返納する場合は、使用した用具等に故障がないかどうか確認するものとする。
- (2)使用後の用具類の手入れを励行するものとする。

(転貸の禁止)

第 7 条 借用許可を受けた者は、第三者に転貸してはならない。

(使用料)

第 8 条 使用料は無料とする。

(紛失破損)

第9条 貸出を受けた用具が、借用者において紛失または破損した場合の損害は、原則として借用者の負担とする。

(事故の免責)

第10条 用具の使用中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任をセンターは負わないものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。